「スーパーマーケット・トレードショー2026」
徳島県ブース企画運営・設営撤去等業務仕様書

「スーパーマーケット・トレードショー2026」徳島県ブース企画運営・設営撤去等業務（以下「本業務」という。）の内容は次のとおりとする。なお、本仕様書に記載されている業務以外に目的に資する業務がある場合は、当該業務を提案すること。

1　委託業務名

「スーパーマーケット・トレードショー2026」徳島県ブース企画運営・設営撤去等業務

2　目的

令和 8 年 2 月 18 日から同年 2 月 20 日まで開催される「スーパーマーケット・トレードショー2026」において次の仕様によりブース設置及び撤去を依頼する。

3　委託期間

委託契約締結日から令和 8 年 3 月 6 日（金）まで

4　委託業務の内容

「スーパーマーケット・トレードショー2026」の「出展細則」の仕様をみたすブースの設計、設営、運営、撤去を実施すること。

【ブース概要】

○会　　期：令和８年２月１８日（水）から同年２月２０日（金）まで
　　ただし、設営や撤去については、主催者の発表する日程で行うこと。
○設　置　会　場：幕張メッセ（千葉市美浜区）
○出 展 エ リ ア：別途、参加申込書の提出者に配布
○面　　積：135 ㎡
○出展事業者数：２２社（６次化、農商工連携枠 20 社、フードテック枠 2 社）

（１）徳島県スペース

・徳島県の情報発信拠点とする。

（２）県内事業者スペース

・「オール徳島」を統一的に伝える明るいイメージのロゴ・色調・課題解決型ブース。ただ目立つ装飾ではなく、バイヤーが「話を聞きたくなる」「商談したくなる」導線を意識した「課題解決型ブース」づくりを行っていく。

出展事業者数：２２社

※各企業のブース配置は後日抽選により決定します。

※デザイン・レイアウトの構成による若干の間口調整は可。

（３）企画運営

・ブース全体のレイアウト・デザインの提案

・会期中のブース管理（不具合への対応等）

・展示会主催者との連絡調整（各種支払い・工事関係等）

・出展事業者との連絡調整（ブース設営、電気工事等）
・展示期間中の清掃（準備期間、終了時含む）

（４） 会場設営撤去

①レイアウト・デザインに基づく設営・撤去作業

・展示ブース（商談コーナー、展示台、電飾等）の設営撤去を行うこと
・電気工事等を含む
※特注備品等の費用は出展企業が別途負担

②工事及び電気・水道関係

・スポットライト等の証明を効果的に配置し、明るいブースとすること
・造作工事を行うにあたり必要な基礎工事を行うこと
・ブースへの電源幹線工事及び小間内電気工事を行うこと
・ブースへの水道配管工事を行うこと
・コンセント等は必要な場所へ適切に設置すること
・主催者に対して電灯・電力工事など各種申請申込手続きを行うこと

（５） 設営撤去の詳細

①必須となる装飾、備品等

●事業者展示スペース（１事業者ごと）

・照明：内容・数量はブースデザインに合わせて調整し、明るいブースとする。
・メッセージスペース、社名が一体となったサイン：１枚
目立つ表示とする。社名とともに売り込む対象となる方への課題解決型メッセージ（ex. “日本一の柚子あります”、“ほんまもんの味噌”）が記載できるサインをブースに設けること。
・壁面パネル装飾（出展事業者が提出するキャッチコピーや画像を使いデザインし、壁面広告のように訴求伝達力の高いものとする。再利用できるものが望ましい。）
・商談台：１台あたりの大きさ：1,500mm×700mm 程度
商談台の内部は各社の荷物等が置けるようにすること。前面は企業の特徴が一目でわかるデザインとすること。
※企業の要望によりサイズの変更や増減がありますが、見積時は上記１台で積算してください。
・コンセント：100V コンセント 1～2 口（電圧については、内部出展者の意向で変更可能）

●徳島県スペース

・照明：内容・数量はブースデザインに合わせて設置すること。
・「徳島県／徳島県産業国際化支援機構」のサイン：１枚
目立つ表示とし、ブース前面に設けること。メッセージスペースには「ここから全国へ。徳島の“食の魅力”を発信！」と記載すること。
・受付カウンター（内部に荷物等が置けるようにすること）
・コンセント：２口×１箇所
・動画を流すためのモニター（60 型程度、壁付またはスタンド）を徳島県ブースに来場者から見える場所に設置すること。

●徳島県ブース全体

・サインタワー：漢字で「徳島県」と記入し、目立つデザインとすること。

（漢字表記必須。漢字がメインであればひらがな表記の併用）

・各出展者の共有使用物として、共有スペースに次のものを設置すること。共有スペースは作業導線のよいレイアウトであること。

・洗い場　　２～３台（手洗い用および食器洗い用の洗剤要）

・冷蔵庫　　１台（800L 程度）

・冷凍庫　　１台（800L 程度）

・作業用長机　　６～7 台

・その他簡単な調理等を行えるスペース

・備品保管スペース

※出展内容に応じて容量は調整する。

②設営撤去関係その他

・見積額は予算額を超えないこと。（費用には、要員の滞在費等も含む）

・来場者に危険をおよぼす恐れのある装飾、または、展示会場の装飾規約に違反するようなものは設置してはならない。

・関連法規、展示会場、主催者発行マニュアル等を熟知し、ブースの円滑かつ安全な設営・管理等及び当機構に対して適切な助言等をすること。

・ブースの設営から撤去等作業（電力等の供給に関する工事を含む）のほか、主催者事務局（必要な場合は警察、消防、会場事務所も含む）との折衝、各種申請申込手続き等の支援も含むこと。

・設営、撤去等で生じた廃棄物の処分について責任をもって処理すること。

・出展企業が各展示スペースにおいて、独自に備品やコンセント等の電気工事を必要とする場合は出展企業と直接交渉のうえ対応すること。

・会期中、現場での修正や改善の要請に応じること。

・採用決定後の止むを得ない事情による軽微な変更、対応可能な意見・要望等については、柔軟に対応すること。

5　成果品

委託業務完了後、受託者は速やかに機構が定める委託業務完了報告書等を提出すること。

（１）提出期限

令和８年３月６日（金）

（２）提出先

公益社団法人徳島県産業国化支援機構（徳島県徳島市万代町１丁目１番地）

（３）提出物

・委託業務完了報告書　１部

・成果品（画像）　１式

・その他機構が指示するもの

6　成果品の帰属及び著作権

成果品および成果品作成のための関係資料（以下、「成果品等」という）に係る著作権については、次に定めるところによるものとする。

（１）受託者は、成果物当に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から 28 条までに規定する権利をいう）

（２）委託者は、当該成果物の内容を受託者の承認なく自由に公表することができる。また、受託者が承諾したときに限り、すでに受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することがで

きる。

（３） 受託者は委託者が当該著作物の利用目的のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。

（４） 受託者は、委託者が承諾した場合には、成果物（業務を行ううえで得られた記録等を含む）を使用もしくは複製し、または当該成果物の内容を公表することができる。

（５） 成果物の制作に際して他の著作物及び人物の利用承諾、記録素材の借用等が必要な場合は受託者がその手続きを行うものと、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。

7　秘密保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

8　その他

（１） 事業の実施に当たっては、機構と十分協議のうえ、事業を進めること。

（２） 機構は、本業務を円滑に遂行するため、報告を求めることができる。

（３） 機構は、本業務の履行につき著しく不当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講じるべきことを要求することができる。

（４） 受託者は、(３)の要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に機構に書面で通知しなければならない。

（５） 業務の実施に当たり、第三者に及ぼした損害について、損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその責任を負うものとする。

（６） 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務終了後 5 年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要となった場合は、協力すること。

（７） 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（８） 自然災害や疾病の流行など、又はそれに準じる事態により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに協議すること。

（９） この仕様書に定めのない事項については、機構と受託者が協議して決定するものとする。